様式第4号(その1)(第20条関係)

工事用

第　　　　　号

年　　月　　日

様

国頭村長

指名競争入札参加指名通知書

みだしのことについて、下記のとおり指名競争入札を執行しますので御参加ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 工事名 |  |
| 2 | 工事場所 |  |
| 3 | 工期 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日 |
| 4 | 入札の日時場所 | 年　　月　　日　午前・午後　　時　　分※場所を明記のこと。 |
| 5 | 図面及び仕様書閲覧 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで午前　時から午後　時まで(土、日曜日・祝日を除く)※閲覧場所を明記のこと。 |
| 6 | 入札保証金 | 免除(ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害償賠金として見積金額の100分の5を村に納入しなければならない。) |
| 7 | 最低制限価格 | 設定されている・設定されていない |
| 8 | 入札書記載金額 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 9 | 契約保証金 | 国頭村契約規則第29条及び工事請負契約書第4条の定めるところにより、請負代金額の100分の10を村に納入しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。 |
| 10 | 工事費等内訳書の提出 | (1)　入札に参加する者については、工事費内訳書の提出を義務付けとし、入札金額と一致すること。(2) 工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加できないものとする。 |
| 11 | 前払金 | 請負代金額が150万円以上については、請負代金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。 |
| 12 | 中間前払金 | 請負代金額が1千万円以上で、かつ、工期が120日以上の工事については、前払金の支払を受けた後、請負代金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。 |
| 13 | 部分払 | 既済部分払は、国頭村契約規則第40条による。 |
| 14 | その他 | (1)　入札を希望しない場合には、参加しないことができる。(2)　入札心得を熟読のこと。(3)　その他については、建設工事請負契約書約款及び仕様書による。(4) 監理技術者等　　工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な関係にある者を配置すること。保険者証の写し又は社会保険標準報酬月額決定通知書の写し、監理技術者資格証又は主任技術者の資格を確認できる証明書を入札執行日の3日前までに企画政策課へ提出すること。 |

別　紙

この工事は、建設工事に係わる資材の再現化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処理場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するため、落札者は、落札決定後に発注者と協議を行うこととする。